

宿泊施設バリアフリー化促進事業 交付要綱等のポイント

事業概要

- ① 宿泊事業者が「宿泊施設バリアフリー化促進事業計画」を策定し、国土交通大臣に当該計画の認定を申請
- ② 国土交通大臣が当該計画を認定した後、宿泊事業者が補助金交付を申請
- ③ 国土交通大臣が補助金の交付を決定

<宿泊施設バリアフリー化促進事業計画>

宿泊施設のバリアフリー化の現在の整備状況及び整備目標、訪日外国人宿泊者数の現状等を記載

<補助率>

- ① 旅館・ホテルの客室における躯体工事等を伴わない改修等でバリアフリー化を促進するもの：定額（上限100万円）
- ② 旅館・ホテルの共用部における改修等、客室の統合等を伴う大規模改修（躯体工事等を伴うものに限る。）でバリアフリー化を促進するもの：1/2（上限500万円）

補助対象事業（例）

- 手すり ○スロープ（傾斜路） ○出入口・廊下の拡幅
- エレベーター・段差解消用昇降機の設置
- 車いす使用者便房への改修 ○オストメイト用設備への改修
- 車いす利用者は利用しやすい浴槽への改修
- 高さの調節が可能なシャワーバーの設置
- レバー式水栓金具への改修
- 着脱・高さ調節可能な車いす対応ハンガーラックへの改修
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- 段鼻の滑り止めの改修 ○点字、音声等による案内表示の設置
- ピクトサインの設置

<第2次公募申請受付期間>

平成30年6月6日（水）から平成30年6月20日（水）まで